

## 「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

### 概要

#### 1. 法人名等

法人名	東邦大学
法人代表者	理事長 炭山嘉伸
担当部署	法人本部 総務部
お問合せ先	03-3762-4151

#### 2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

#### 3. 遵守状況の確認フロー図

- 担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成  
↓報告  
○理事会・評議員会（2026年3月27日）→報告→○私大連（2026年3月末まで）  
↓ホームページにて公表  
○ステークホルダー（2026年3月末まで）

# 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

## 1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

### 基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	下位の項目である「遵守状況」をいずれも遵守と判断するため、当該基本原則は遵守と判断する。

### 遵守原則 1 - 1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項1-1として「事業に関する中長期的な計画又は事業計画等（以下、「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。」ことが示されている。 本法人では、経営理念、経営ビジョン、中期経営計画、法人組織目標、所属組織目標、所属での具体的施策という階層で、建学の精神を基に法人の掲げた理念や施策の進捗管理及び評価を単年度ごとに実施している。又、前中期計画の継続課題や認証評価の結果等を踏まえるとともに、2025年策定の「東邦大学グランドデザイン2030」を指針として、教学の中長期計画や事業計画を策定している。 2025～2027年度の中期経営計画は理事会・評議員会の承認を得て決定しており、その目標達成に向けて単年度の事業計画でより具体的な戦略を立案し、遂行に取り組んでいる。進捗状況及び実施結果は単年度の事業報告を通してホームページ等で公表している。

1-1 (A1～A8) については、A8を除き※実施されていることを確認した。よって当該遵守原則は遵守できていると判断する。又、1-1 (B1) についても実施を確認しており、ガバナンスのさらなる向上に資する体制となっている。

※「1-1 (A8) 中期計画等の期間中及び期間終了後に、進捗状況及び実施結果を法人内外に公開する。」について、「中長期計画自体に関わる進捗状況及び実施結果を法人内外に公表」は行っていないが、中長期計画を年度毎に分解した各年度の事業計画の進捗状況や結果については、単年度の事業報告を通してホームページ等で公表しているため、当該遵守原則で定める「広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、理解を得る」は実質的に遵守できていると判断する。

## 遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項1-2-1として「自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。」、1-2-2として「自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。」ことが示されている。</p> <p>本法人では、寄附行為において、理事会に法人の業務を決すると</p>

ともに、理事の職務遂行を監督する権限を与えている。一方、同じく寄附行為にて評議員会の議決を要する事項や諮問事項を定めると同時に、法人の業務等に対する意見具申等の権限を付与し、相互牽制が働く仕組みとしている。監事についても職務権限を寄附行為にて明記し、有効な相互牽制が働く仕組みを構築している。又、理事および評議員の構成等については、改正私学法に基づき寄附行為を改正し、理事と評議員は兼職禁止、教職員評議員は評議員総数の3分の1以内、外部理事は2名以上としている。理事会の議事については、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができないことを寄附行為で定めるとともに、理事の競業及び利益相反取引の有無を年度開始前に確認し、その結果を理事会へ報告している（該当者がいる場合は議決事項として取り扱う）。理事会及び監事による指摘事項等については、次年度の事業計画及び内部監査計画に織り込み、改善に努めている。

又、理事長及び常務理事は、評議員会に出席することを寄附行為で定めており、その他の理事についても、オブザーバーとして評議員会に毎回出席している。理事長、常務理事を含む理事は、評議員会において各議案の説明を行うとともに、評議員と意見交換を行っており、理事会と評議員会の建設的な協働に基づき法人運営を行う仕組みを構築している。

1-2-1 (A1～A7) および1-2-2 (A1) については、全て実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。又、1-2-1 (B1) および1-2-2 (B1～B2) についても実施を確認しており、ガバナンスのさらなる向上に資する体制となっている。

## 基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	下位の項目である「遵守状況」をいずれも遵守と判断するため、当該基本原則は遵守と判断する。

### 遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項2-1として「それぞれの会員法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。」ことが示されている。</p> <p>本法人（本学）では、2040年を見据えた教学ビジョンを定め、8つの重要成功要因を掲げた「グランドデザイン2030」を策定している。年度の事業計画においては、その重要成功要因に紐づいた目標値（KPI-KAI）を定めている。その進捗状況及び実施結果は事業報告を通してホームページ等で公表するとともに、教職員には教授会等を介して周知を図っている。</p> <p>「学位授与の方針（DP）」及び「教育課程編成・実施の方針（CP）」とカリキュラムとの整合性については、各方針を定め、DP到達に向けた学修成果を評価・検証するため、学部毎にアセスメントの体系化を行い、カリキュラムに紐づけ、学年別の到達目標を置くとともに、その到達状況を客観・主観、定量・定性的な指標によって把握・可視化する取り組みを行っている。</p> <p>各取り組みに必要な経営資源については、年度予算は各所属と個</p>

別協議を行うとともに、法人全体の予算案を俯瞰したうえで適宜二次協議を行うことで、効率的な配分を心掛けている。人員については、教員は学部毎に教育に必要な講座・研究室・分野とそこに配置する人員を定めており、退職等に伴う異動に際しては、要件を精査のうえ、遅滞なく後任の採用をすることとしている。職員は各所属で人員計画を毎年作成し、法人本部人事部が内容を精査のうえ、適正人員の確保と効率的な配分を心掛けている。

又、学長を議長とする大学協議会が中心となり、外部の視点や学生の声を反映した重層的な内部質保証システムを運用している。大学協議会が基本構想から改善までを統括し、自己点検・評価委員会が各学部等と連携してPDCAサイクルを推進する体制を構築している。毎年度実施する全学的な自己点検・評価の結果に対し、質保証の実効性を高めるため、外部有識者の視点を踏まえた「自己点検・評価検証会」を実施しているほか、学生の意見を反映させる取り組みを行い、教育・研究の質向上ならびに施設・設備の改善に向けた不断の改革に取り組んでいる。

2-1 (A1～A5) については、2-1 (A3) を除き※実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。又、2-1 (B1～B4) についても実施を確認しており、ガバナンスのさらなる向上に資する体制となっている。

※「2-1 (A3) 会員法人の中長期計画等、学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源（ヒト、モノ、カネ）が、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の効率的な配分に係る基本方針を明確にする。」について、中長期計画を踏まえた各年度の事業計画や予算編成方針に基づき、毎年各所属との協議や申請内容の精査等を通じて効率的な配分を心掛けているため、当該遵守原則で定める「教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成（するための経営資源の効率的な配分）」は実質的に遵守できていると判断する。

## 遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
------	--

遵守原則の遵守状況に係る説明

当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項2-2として「市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。」ことが示されている。本法人では、一般市民と専門職を対象とした公開講座は毎年40講座以上開講しており、2024年度は全学部と3病院で合計80講座が開催され、2025年度も同規模の開催を予定している。

2020年に本学教育・研究支援センター内に設置した「社会連携推進室」は、大学と社会を繋ぐ窓口の役割を果たしている。包括協定を締結している自治体とは定期的な連絡を行い、特に法人及び医学部等が立地する大田区とは毎月の担当者会議と関係者が参加するコア会議を年4回程度開催している。大田区とは新型コロナウイルス感染症に向けた連携活動を行っており、その成果をもとに本学医学部に大田区の寄付講座「地域連携感染制御学講座」が開設され、2024年度には社会医学部門を加えた「ウェルビーイング地域共創講座」へリニューアルしている。2020年からスタートした当該講座は今年6年目を迎え、2025年度は熱中症対策および高齢者をテーマに開催している。又、2021年度より大田区職員が大学で感染症対策を学ぶ履修証明プログラムを開設し、5年間で12名がプログラムを修了している。このように地域のニーズに基づく学びの場を企画し、大学の持つ知識を自治体に直接還元できる活動を継続している。さらに、行政が推進する産学官が連携する公民連携プラットフォームにも参加し、2025年度は大田区、目黒区および佐倉市の活動に寄与している。

又、研究インテグリティの確保に関する規程および関連細則に基づき、研究の健全性・公正性を自律的に確保するための支援体制を構築している。研究インテグリティに関する相談窓口を設置・運用するとともに、業績データベースや利益相反Web申告システムを活用し、研究者が定期および随時に情報登録できる環境を整備している。

2-2 (A1～A3) については、全て実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。又、2-2 (B1～B4) についても実施を確認しており、ガバナンスのさらなる向上に資する体制となっている。

### 基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	下位の項目である「遵守状況」をいずれも遵守と判断するため、当該基本原則は遵守と判断する。

#### 遵守原則 3 - 1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項3-1-1として「会員法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化等を図る。」、3-1-2として「会員法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。」ことが示されている。 本法人では、監事は理事会・評議員会に出席し、意見を述べることを寄附行為及び監事監査規程で定めている。又、監事監査規程では、定期で計画される監査の種類及び実施項目を定めるほか、監事が必要と認めた場合の監査が随時実施できること、特定事項の調査について理事長を通じて監査室に依頼することができることも定めている。監事は毎年行われる監事説明会や監事報告会等で、監査重点項目等を法人側へ適宜指示している。

理事会・評議員会等の重要な議決事項については、関係部署が事前にコンプライアンス、法人内規程等に抵触しないか等の監事のチェックを受けている。又、監事選任については、監事の独立性の確保、利益相反を適切に防止することができる者を選任することを寄附行為で定め、評議員会で決定している。なお、本法人の監事は非常勤2名（弁護士と公認会計士）であったが、2024年度に新たに常勤監事1名を登用し、日常的に業務の執行状況を監視し検証する等、体制強化を図っている。又、監事が監査室以外の支援を必要とするときは、外部の専門家等を補助職員として配置することができる旨を監事監査規程で定めている。会計監査人機能については、評議員会に理事が提出する会計監査人の選任等に関する議案の内容は監事が決定することを寄附行為に定めている。又、会計監査人と理事長、常務理事及び監事が意見交換できる場を設け連携強化を図っている。

3-1-1（A1～A6）」および3-1-2（A1～A4）については、全て実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。又、3-1-1（B1～B3）についても実施を確認しており、ガバナンスのさらなる向上に資する体制となっている。

### 遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
------	--

遵守原則の遵守状況に係る説明

当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項3-2-1として「理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。」、3-2-2として「監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。」、3-2-3として「ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。」、3-2-4として「ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部統制の実質化を図る。」ことが示されている。

理事、評議員、監事等の選解任方法を寄附行為に定め、ホームページで公表している。本法人では、理事選任機関は、3分の2以上を学外評議員が占める評議員会とすることで、理事会及び理事からの中立性を確保している。又、内部統制システム整備の基本方針に基づき、リスク管理規程、コンプライアンス規程および監事監査規程等を整備しており、内部監査等を通じて内部統制システムと実際の業務運営に齟齬がないかについて確認し、必要に応じて関係部署とともに改善を図るサイクルを構築している。

研究に関わる不正防止については、研究の健全性・公平性の自律的な確保の体制を整備している。利益相反については、東邦大学利益相反マネジメントポリシーを定め、厚労科研等の各申請は外部委員を入れた利益相反マネジメント委員会で精査している。科研費等の公的研究費は文科省が示したガイドラインに準じたルールで運用され、その概要はホームページで公表している。又、公益通報者保護規程を制定し、公益通報窓口を設置していることをホームページ及び教職員ポータルサイトで公表している。

教職員等の個人情報の取り扱い方針および個人情報保護に関する規程等を定め、ホームページ（教職員用）や教職員ポータルサイトに掲載している。又、個人情報の取扱いについては、管理者等を定めるほか、個人情報保護委員会や情報セキュリティ委員会等を定期的に行き、実効性のある管理体制等の維持・向上に努めている。

3-2-1 (A1～A6) 、3-2-2 (A1～A5) 、3-2-3 (A1～A4) および

3-2-4 (A1~A2) については、全て実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。又、3-2-1 (B1~B6)、3-2-2 (B1~B4)、3-2-3 (B1~B2) および3-2-4 (B1~B2) についても実施を確認しており、ガバナンスのさらなる向上に資する体制となっている。

### 遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

<p>遵守状況</p>	<p>「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
<p>遵守原則の遵守状況に係る説明</p>	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項3-3-1として「広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。」、3-3-2として「情報を公開するに当たり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。」ことが示されている。</p> <p>本法人では、情報公開規程、財務情報公開規程及びホームページ管理・運用規程を制定し、同規程に則った運用を行っている。</p> <p>又、中期経営計画に基づき単年度事業計画を策定し、目標達成に向けた具体的施策を遂行している。計画との連関を明確にした事業報告書を作成し、その進捗状況及び実施結果を法令に基づきホームページで広く公表することで、運営の透明性を確保している。学外からの評価結果等については、「大学基準協会による認証評価結果」、「医学教育評価 評価基準」、「薬学教育評価評価基準」、「動物実験に関する検証結果、動物実験に関する自己点検・評価報告書」及び「設置計画履行状況報告書」をホームページで公表している。本法人100%出資の株式会社東邦キャンパスサービスについては、本法人が公表している貸借対照表注記事項に同社の概要・事業内容等を記載するとともに同社ホームページでも同様の内容を公表している。</p> <p>一方、ホームページの運営にあたっては、各サイトに掲載内容責</p>

	<p>任者を設置し、管理・運営を行う管理責任者、問い合わせ窓口となる管理担当者を置いた管理体制を構築している。又、事業報告における財務状況や学生数等の表記においては、過去からの推移は図表を用い、視覚的にわかりやすくなるよう心掛けている。会計用語や大学特有の用語についても、適宜解説も加えることでより理解が進むよう工夫している。</p> <p>3-3-1 (A1～A4) および3-3-2 (A1～A4) については、全て実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。又、3-3-1 (B1) および3-3-2 (B1～B2) についても実施を確認しており、ガバナンスのさらなる向上に資する体制となっている。</p>
--	---

#### 基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	下位の項目である「遵守状況」をいずれも遵守と判断するため、当該基本原則は遵守と判断する。

#### 遵守原則 4 - 1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項4-1として「大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。」ことが示されている。</p> <p>ダイバーシティ推進については、2009年にダイバーシティ推進センター（当時は男女共同参画推進室）を設置し、現在は子育て・介護の支援、男性育休の推進、障がいをもつ方への支援、LGBTQへの対応等、幅広く推進活動を行っている。2019年度に千葉県男女共同参画事業者表彰で千葉県知事賞、2020年度に東京都女性活躍推進大賞を受賞している。さらに、2024年度にはダイバーシティ推進宣言・基本方針、性の多様性に関する基本方</p>

針を公開し、2025年度には障がい学生支援セミナー、性の多様性の理解促進のためのセミナーを開催した。

4-1 (A1～A7) については、全て実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。又、4-1 (B1～B3) についても実施を確認しており、ガバナンスのさらなる向上に資する体制となっている。

#### 遵守原則 4 - 2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>当該遵守原則では、遵守状況を判断する際の重点事項4-2-1として「会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に作成し、監事及び会計監査人の監査結果とともに、財政及び経営の状況について広く社会に存在する幅広いステークホルダーへ開示する。」、4-2-2として「会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。」、4-2-3として「会員法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。」ことが示されている。</p> <p>本法人では、現在、「東邦大学創立100周年記念寄付金」の募集を行っている。同寄付金事業を含めた創立100周年記念事業の特設サイトを設置するほか、インターネット（クレジット決済）による寄付に加えて、PayPayなどの新たな決済方法を導入し、若年層を含む幅広い世代が気軽に寄付に参加できる環境を整備している。又、医学部では「ご支援をお考えの皆様へ」というホームページ寄付サイトを常設し、教育・研究への寄付金募集を行っている。</p> <p>国からの外部資金情報は、大学の学事統括部が一括で取り纏め各学部へ通知している。財団等の競争的資金は、教育・研究支援センターにて内容を確認し、本学が申請可能な補助金情報を収集している。研究に関する学内外向けの情報発信や情報共有も同セン</p>

ターのホームページ上に学内外の補助金情報一覧を掲載している。又、教育・研究支援センターにリサーチ・アドミニストレーター（URA）を配置し、外部補助金獲得に向けた情報収集と申請書作成支援、採択後の事業運営支援を行っている。

危機管理体制については、大学、中高及び病院等の形態が異なるため、それぞれで防災計画や災害対策マニュアル等を策定、付属病院はBCP（事業継続計画）も策定し、教職員、学生及び施設内で勤務する委託業者等へ周知している。各所属は防災計画や災害対策マニュアル等に基づき、緊急連絡体制の整備、消防・避難訓練の実施、施設・設備の定期的な安全点検の実施、教職員への研修を実施している。近年は組織的な危機管理体制が求められていることから、各所属が各種マニュアルを策定する上での基本的事項等を示した法人リスク管理規程の整備を行っている。又、法人内各建物の耐震化率100%を推進するとともに、海拔高度が低い大田区に位置する大森キャンパスの水害対策工事（止水版の設置や防水壁の設置など）を2023年8月に完了している。

情報セキュリティ体制についても、情報セキュリティポリシーに関する規程を制定し、同規程に基づき、情報セキュリティ委員会が設置されている。又、法人内のセキュリティ管理を定めた細則となる情報セキュリティポリシー運用規程及び情報セキュリティ対策基準を制定し、同規程に基づき管理・運営及び検証等を行っている。さらに、法人全体で情報セキュリティ研修（e-Learning形式）を実施し、ユーザーへのセキュリティに対する情報共有と意識の向上を図っている。さらに、情報セキュリティに関するインシデント（事故）への対応を目的として、コンピュータ・セキュリティ・インシデント対策チーム（CSIRT）を構築し、インシデント対応マニュアルやシステム管理台帳の整備を行っている。

又、ハラスメント防止に関する規程を制定しており、同規程に基づき、学内にハラスメント相談担当者、相談対応窓口及び学外にハラスメント相談窓口を設けている。又、規程以外に学内専用サイトにおいて「ハラスメント防止のためのハンドブック」や動画の配信、法人主催の管理者研修、監督者研修においてハラスメント防止に関する講義を行っている。

4-2-1 (A1～A3)、4-2-2 (A1～A4) および4-2-3 (A1～A6) については、全て実施されていることを確認した。よって、当該遵守原則は遵守できていると判断する。又、4-2-2 (B1～B6) についても実施を確認しており、ガバナンスのさらなる向上に資する体制となっている。